

令和5年度「石油産業の海外展開に向けた資金借入に係る利子補給金」に係る利子補給金融機関の公募について

令和5年2月20日
経済産業省
資源エネルギー庁
石油精製備蓄課

令和5年度「石油産業の海外展開に向けた資金借入に係る利子補給金」に係る利子補給金融機関を公募します。

なお、この公募は、令和5年度予算の成立等を前提に募集の手続きを行うものです。

1. 事業内容

石油事業者（石油を精製し供給する事業者をいう。以下同じ。）及びその子会社が石油等関連事業を海外展開するために必要な資金について、金融機関による貸付けを円滑に行わせることで、石油事業者の経営基盤強化を通じた石油の持続的な安定供給の確保を図ることを目的に経済産業大臣が定める「石油産業の海外展開に向けた資金借入に係る利子補給金交付要綱」に基づいて金融機関が資金の貸付けを行う場合に当該金融機関に対して予算の範囲内において利子補給金を交付する事業。

2. 応募資格

次の（1）から（5）までの全ての条件を満たすことのできる金融機関とします。

- （1）当該利子補給事業の遂行に必要な能力等を有していること。
- （2）当該利子補給事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有していること。
- （3）令和5年度中に「石油産業の海外展開に向けた資金借入に係る利子補給金交付要綱」に基づく新規融資計画があること。
- （4）国が本利子補給事業を推進する上で必要とする措置を適切に遂行できる体制を有していること。
- （5）当該利子補給金の利子補給対象金融機関として指定されていないこと。

※利子補給事業要件については別紙参照のこと。

※令和4年度までに「石油産業の海外展開に向けた資金借入に係る利子補給金」の対象に指定された金融機関については、再度応募する必要はありません。

3. 応募に必要な書類

以下の資料又はこれに準じるもの（様式自由）を下記提出先まで持参又は郵送してください。

- (1) 登記事項証明書
- (2) 直近の事業報告書及び収支決算書
- (3) 類似事業に対する貸付実績（利率は固定金利、償還期限は7年以上のものに限る）。
- (4) 令和5年度に予定している貸付
- (5) 対象事業に対する審査・執行状況のモニタリング体制
- (6) 会計検査、政策評価への対応体制

※応募書類は、A4サイズとし、2部提出するものとする。

4. 公募期間

令和5年2月20日（金）～令和5年3月13日（月）18時まで（郵送の場合は必着）

5. 審査

審査は、原則として、応募書類に基づいて行いますが、必要に応じてヒアリングを実施するほか、追加資料の提出を求めることがあります。

6. 採択結果の通知

採択された応募者については、経済産業省のホームページで公表すると共に、当該応募者に対してその旨を通知します。なお、採択されなかった理由の問い合わせには応じかねますのでご了承ください。

7. 応募書類の提出先及び問い合わせ先

〒100-8931 東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省 資源エネルギー庁 資源・燃料部 石油精製備蓄課

担当：吉澤、信末 電話：03-3501-1993

(別紙)

利子補給事業要件

1. 事業予定額 175,000千円
(既採択事業含む)

2. 事業実施期間
令和5年4月1日～令和6年3月31日

3. 対象事業

海外において具体的な事業を展開するものであって、国内製油所からの石油製品の輸出に係る事業等は含まない。

- (1) 現地国政府との新たな関係強化に資する製油所の設立事業・運営事業
- (2) 海外における潤滑油製造工場の設立事業
- (3) 海外における石油化学製品製造工場の設立事業
- (4) その他海外展開が必要と認められる事業

4. 利子補給率

0.6%

※ただし、(当該貸付契約に係る年利(%) - 0.6%) < 0.05%となる場合は、利子補給率を(当該貸付契約に係る年利(%) - 0.05%)とする。